三　特定森林経営計画に従つて法第七十条の六の四第二項第六号に規定する当初認定起算日（その者が当該当初認定起算日後に森林法第十七条第一項の包括承継人となる場合にあつては、同項の認定森林所有者等の死亡の日）からその死亡の直前まで継続して、次に掲げる山林（立木又は土地をいう。以下この条において同じ。）の経営を適正かつ確実に行つてきた者であることについて、財務省令で定めるところにより証明がされた者であること。

イ　その有する山林（当該山林を含む一の一体的かつ連続的な山林の面積が著しく小さい場合における当該山林、分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第二条第三項に規定する分収林契約並びに国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第十条に規定する分収造林契約及び同法第十七条の三に規定する分収育林契約に係る山林並びに入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一法律第百二十六号）第二条第一項に規定する入会林野に係る山林を除く。）

ロ　他の山林の所有者から経営の委託を受けた山林

2　法第七十条の六の四第一項第三号に規定する余命年数として政令で定める年数は、同項の規定の適用に係る相続の開始の日における同項の規定の適用を受ける林業経営相続人（同条第二項第四号に規定する林業経営相続人をいう。以下この条において同じ。）の年齢及び性別に応じた厚生労働省の作成に係る生命表を勘案して財務省令で定める平均余命とする。

3　被相続人から法第七十条の六の四第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。）により山林の取得をした当該被相続人の相続人が第一次林業経営相続人（当該被相続人からの相続又は遺贈によりその有する山林の取得をした相続人で、当該相続又は遺贈に係る同項に規定する相続税の申告書の提出期限前に当該相続税の申告書を提出しないで死亡したものをいう。）に該当する場合で、第二次林業経営相続人（当該第一次林業経営相続人からの相続又は遺贈により当該山林の取得をした当該第一次林業経営相続人の相続人で、当該山林の経営を確実に承継すると認められる要件として財務省令で定めるものを満たしているものをいう。）があるときは、当該第一次林業経営相続人に係る同項の規定の適用については、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えるものとする。この場合において、当該第一次林業経営相続人に係る同項の規定の適用については、当該第一次林業経営相続人は法第七十条の六の四第二項第四号ロの要件を満たしているものとみなし、当該第二次林業経営相続人に係る同条第一項の規定の適用については、当該第一次林業経営相続人はその死亡の日前において第一項第二号及び第三号に掲げる要件を満たしていたものとみなす。

| | |
|---|---|
| が、当該相続に係る相続税法第二十七条第一項 | のその相続人が、当該相続に係る相続税法第二十七条第二項 |
| 当該特例施業対象山林で当該 | 当該特例施業対象山林（当該林業経営相続人からの相続又は遺贈により当該特例施業対象山林の取得をした林業経営相続人（以下この項において「第二次林業経営相続人」という。）が、同法第二十七条第一項の規定による申告書（当該相続税の申告書の提出期限前に提出するものに限る。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載をしたものに限る。）で |
| 当該相続税の申告書の提出期限までに当該 | 当該第二次林業経営相続人が当該林業経営相続人からの相続又は遺贈により取得をした特例山林につきこの項の規定の適用を受けるため特例山林に係る |
| その納税を猶予する | 第十五項の規定の適用については、その納税を猶予したものとみなす |

4　法第七十条の六の四第二項第三号ロに規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　特定森林経営計画が定められている区域内に存する山林であつて、その面積の合計が百ヘクタール以上であること。

二　自然的条件及び作業路網の整備の状況に照らして、同一の者により、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる山林であること。

5　法第七十条の六の四第二項第五号イに規定する林業経営相続人の相続税の額は、同号イに規定する特例山林の価額（相続税法第十三条の規定により控除すべき債務がある場合には、同条の規定により控除すべき当該林業経営相続人の負担に属する部分の金額を控除した残額。以下この項において「特定価額」という。）を当該林業経営相続人に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十五条から第十九条まで、第二十一条の十五第一項及び第二項並びに第二十一条の十六第一項及び第二項の規定を適用して計算した当該林業経営相続人の相続税の額（当該林業経営相続人が同法第十九条の二から第二十条の二まで、第二十一条の十五又は第二十一条の十六の規定の適用を受ける者である場合において、当該林業経営相続人に係る法第七十条の六の四第一項に規定する納付すべき相続税の額の計算上これらの規定により控除された金額の合計額が次に掲げる金額の合計額を超えるときは、当該超える部分の金額を控除した残額）とする。

一　特定価額に百分の二十を乗じて計算した金額を当該林業経営相続人に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十五条から第十九条まで、第二十一条の十五第一項及び第二項並びに第二十一条の十六第一項及び第二項の規定を適用して計算した当該林業経営相続人の相続税の額

二　イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額

イ　相続税法第十一条から第十九条まで、第二十一条の十五第一項及び第二項並びに第二十一条の十六第一項及び第二項の規定を適用して計算した当該林業経営相続人の相続税の額

ロ　特定価額を当該林業経営相続人に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十五条から第十九条まで、第二十一条の十五第一項及び第二項並びに第二十一条の十六第一項及び第二項の規定を適用して計算した当該林業経営相続人の相続税の額

6　法第七十条の六の四第二項第五号ロに規定する林業経営相続人の相続税の額は、前項第一号に掲げる金額とする。

7　法第七十条の六の四第二項第五号に規定する納税猶予分の相続税額（第九項を除き、以下この条において「納税猶予分の相続税額」という。）に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

8　納税猶予分の相続税額を計算する場合において、法第七十条の六の四第一項の規定の適用を受ける林業経営相続人に係る被相続人から相続又は遺贈により財産の取得をした者のうちに法第七十条の六第一項の規定の適用を受ける者があるときにおける当該財産の取得をした全ての者に係る相続税の課税価格は、同条第二項第一号の規定により計算される相続税の課税価格とする。

9　法第七十条の六の四第一項の規定の適用を受ける林業経営相続人が法第七十条の六第一項又は第七十条の七の二第一項若しくは第七十条の七の四第一項の規定の適用を受ける者である場合において、調整前山林猶予税額（法第七十条の六の四第二項第五号に規定する納税猶予分の相続税額で第五項から前項までの規定により計算されたものをいう。）、調整前農地等猶予税額（法第七十条の六第一項に規定する納税猶予分の相続税額で第四十条の七第十三項の規定により計算されたものをいう。）及び調整前株式等猶予税額（法第七十条の七の二第二項第五号に規定する納税猶予分の相続税額で第四十条の八の二第十四項から第十九項まで（第四十条の八の三第八項において準用する場合を含む。）の規定により計算されたものをいう。）の合計額が猶予可能税額（当該林業経営相続人が法第七十条の六の四第一項の規定の適用を受けないものとした場合における当該林業経営相続人が納付すべき相続税の額をいう。）を超えるときにおける法第七十条の六の四第一項に規定する特例山林（以下この条において「特例山林」という。）に係る納税猶予分の相続税額は、当該猶予可能税額に当該調整前山林猶予税額が当該合計額に占める割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

10　法第七十条の六の四第二項第六号に規定する政令で定める日は、同条第一項の特定森林経営計画に係る同項の被相続人（当該特定森林経営計画につき過去に森林法第十七条第一項の規定の適用があつた場合にあつては、最初の適用に係る同項の認定森林所有者等）が法第七十条の六の四第二項第一号に規定する市町村長等の認定（以下この項並びに次項第二号及び第五号において「市町村長等の認定」という。）を受けた当該特定森林経営計画（森林法第十一条第三項に規定する事項が記載された最初のものに限る。）の始期（当該特定森林経営計画に係る市町村長等の認定が森林法第十二条第三項において読み替えて準用する同法第十一条第五項の規定による認定である場合にあつては、当該認定を受けた日）とする。